

お知らせ

市役所の電話 51-0123

■県住宅供給公社は、民間賃貸住宅建設分譲の希望者を次のように募集します。■分譲を受けられるのは土地の所有者で、公社が建てた建物の分譲を受けます。■構造は工場量産式による耐火組立構造または不燃組立構造で、2階建て6戸連続建てです。■分譲する戸数は100戸です。■価格は6戸建て1棟が960万円。■償還方法は15年元利均等月割償還です。■利率は年6.7%。■受付期間は4月11日から4月28日まで。■申込み先は静岡県住宅供給公社（静岡市呉服町2-2-8 電話0542-55-4146）です。

民間賃貸住宅の分譲

ゴミの焼却は届けを

さいきん、家庭や事業所でゴミを焼くのがよく見受けられます。ところが、多くの煙が出るため、火災と見分けがつかないことがよくあります。こうした間違いをなくするため、市は火災防止条例で「火災とまぎらわしい発煙行為」をするときには届け出をいただくと定めています。ゴミなどを焼くときは必ず届け出をしてください。届け出は、少しのゴミを短時間焼くときは電話でもけっこうですが、多くのゴミを長時間焼却するときは、消防署に備えてある用紙に必要なことを記入、手続きをしてください。届け出先は市消防署（電話内線五九〇）です。

市民交通傷害保険の加入受け

市民交通傷害保険の契約期間が3月31日で切れますので、加入者は更新の手続きをしてください。また、まだ加入していない人も新規加入の手続きをして、ますます多くなる交通事故に備えてください。加入できる人は、市内に住んでいる人または勤めている人で、保険料は1カ月40円ですから、いま申し込むと1年間480円です。対象になる交通事故は、自動車、原付自転車、軽車両な

どに乗っていたときの事故、または歩いていてこれらの車両にはねられたりひかれた場合です。保険金は死亡した場合が50万円でケガの場合は治療期間によつて支払います。加入の受けは、毎日（土曜日の午後、日曜祭日は除く）午前8時30分から午後4時45分まで、市役所2階市民課窓口で行なっています。なお、事故にあつた場合は、市交通課で適切な指導を行なっていますのでご相談ください。

野鳥を捕獲しないで

メジロ、ウグイスなど保護鳥の捕獲、あるいは飼育するためには県知事の許可が必要です。しかし、許可があつても野生鳥類の産卵期の三月一日から六月三十日までの間は捕獲が禁止されています。春になると日本へ来て繁殖し、秋になると南へ移動する夏鳥は十二月から捕獲が禁止されています。ワシ、タカなどの猛きん類の捕獲は原則として許可されません。野生鳥類を保護するため、みなさんのご協力をお願いします。なお、かすみあみによる捕獲はこの期間以外も禁止されていますので、絶対に使用しないでください。

経営資金などを融資

■国は、ドルショックなどで経営の苦しい中小企業に対し、経営資金、事業転換資金を融資することになりました。■対象は資本金または出資金が5000万円以下で、常時使用する従業員数が300人以下の会社および個人です。商業またはサービス業は資本金、出資金は1000万円以下で、従業員が50人以下の場合です。■指定業種はライナー製造業、壁紙製造業、ボルト・ナット製造業、鋳鉄物製造業、金属プレス加工業、金属熱処理業、レース製造業、組みも製造業、がん具製造業など。■取扱い期間は経営安定資金が47年12月15日まで。事業転換資金が49年12月15日まで。■保証額と期間は経営安定資金が1企業2800万円以下で5年以内。事業転換資金は1組合5300万円以下で7年以内。■利率は金融機関所定の率で、保証料は年1.02%。■希望する人は市商工課、富士商工会議所、鷹岡商工会へご相談ください。

「緑の羽根」募金にご協力ください

「緑の羽根」の募金運動が四月三十日まで行なわれています。この運動は、国土緑化運動の一環として行なわれるもので、植樹に対するみなさんの理解を高め、町中に「緑」をふやすために行なわれるものです。市でも、今年から独自に緑化運動を実施します。人の心に安らぎを与え、夢と希望を与えてくれる「緑」をふやすため「緑の羽根」募金運動とともに、これから実施していく市の緑化運動に対するみなさんのご協力をお願いします。

お知らせ

市役所の電話 51-0123